ハラスメント相談体制に関する項目

教職員人事課相談窓口に相談があった場合、状況に応じて相談者から学校につなぐことがある。教職員人事課相談窓口で受け付けたハラスメント相談については、加害者とされる方が管理職（校長）であれば校内の相談窓口を通じてのハラスメント解決が難しくなると予測されるので、教職員人事課が調査を行い、相談者へのケア及び相手方への指導が行われるよう調整している。

加害者とされる方が校長以外である場合は、校長を通じ校内での解決を依頼しているところ。

ハラスメント相談体制に関する項目

ハラスメント事案の調査としては、相談者からの聞き取り及び加害者とされている方からの聞き取り、また必要に応じて、第三者からの聞き取りも行い、状況把握に努める。

状況が把握できたら、事案に応じて対応する。